

○広島県立図書館管理運営規則施行細則

昭和六十三年十月二十七日教育委員会教育長告示第八号

改正

平成 五年 四月 一日教育委員会教育長告示第六号
平成 六年 三月二二日教育委員会教育長告示第三号
平成 九年 四月 一日教育委員会教育長告示第六号
平成一七年 八月 一日教育委員会教育長告示第一八号
平成二三年 三月二二日教育委員会教育長告示第二号
令和 元年 五月 七日教育委員会教育長告示第二号

広島県立図書館管理運営規則施行細則を次のように定める。

広島県立図書館管理運営規則施行細則

広島県立図書館管理運営規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この施行細則は、広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号。以下「図書館規則」という。）第二十二條の規定に基づき、図書館規則の施行に関し、必要な事項を定める。

（様式）

第二条 図書館規則に規定する次表上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

書類	様式
一 図書館利用カード（図書館規則第八条第一項）	様式第一号
二 図書館利用カード申込書（図書館規則第八条第二項）	様式第二号
三 図書館資料利用票（図書館規則第十一条）	様式第三号

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日教育委員会教育長告示第六号）

この教育委員会教育長告示は、平成五年六月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二二日教育委員会教育長告示第三号）

- 1 この教育委員会教育長告示は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この教育委員会教育長告示による改正前の様式により作成された帳票等でこの教育委員会教育長告示の施行の際現に在庫するものは、この教育委員会教育長告示による改正後の様式により作成された帳票等とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成九年四月一日教育委員会教育長告示第六号）

この教育委員会教育長告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月一日教育委員会教育長告示第一八号）

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月二二日教育委員会教育長告示第二号）

この教育委員会教育長告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日教育委員会教育長告示第二号）

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。

様式第1号

(表)

<div data-bbox="588 255 1382 465" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 50%;">利用者番号</div> <div data-bbox="588 510 1382 721" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 50%;">なまえ</div>
<p>広島県立図書館</p> <p>利 用 カ ー ド</p> <p>図書館を御利用のときは、このカードをお持ちください。</p>

(裏)

<p>・このカードは、長く使うので、大切にしてください。</p> <p>・住所、氏名などが変わったときや、カードをなくしたときは、すぐにお知らせください。</p> <p>・このカードを、他の人に貸してはいけません。</p> <p>開館時間 日・土 9時30分～17時00分 火～金 9時30分～19時00分</p> <p>休館日 月曜日 国民の祝日(11月3日を除く。)・年末年始・特別整理期間</p> <p style="text-align: center;">広 島 県 立 図 書 館</p> <p style="text-align: center;">〒730—0052 広島市中区千田町三丁目7番47号</p> <p style="text-align: center;">電話(082)241—2299</p>

- 注 1 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。
- 2 図書館規則の趣旨に反しない限度において、実務の実態に即して、項目等を追加して差し支えないものとする。

(表)

図書館利用カード申込書

利用者番号

令和 年 月 日

様

図書館利用カードを交付してください。利用するときは、図書館の規則に従います。

ふりがな			男・女
氏名 (なまえ)			
生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	〒 —
住所 (ところ)			
電話 (でんわ)	1 自宅 2 呼出し		— —
	3 携帯		— —

(裏)

連絡先			〒 —
電話	4 勤務先 5 その他		— —
幼児・小中学生のとき	保護者名		
備考			

- 注 1 用紙の大きさは、縦75ミリメートル、横125ミリメートルとする。
2 図書館規則の趣旨に反しない限度において、実務の実態に即して、項目等を追加して差し支えないものとする。

様式第3号

図 書 館 資 料 利 用 票		整理番号
請 求 記 号	資 料 名	

広島県立図書館

注 用紙の大きさは、縦75ミリメートル、横125ミリメートルとする。